意見公募手続き結果の概要

静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第８号）第37条第１項の規定による手続（意見公募手続）を実施した上で、規則等を定めたので、その結果を公表します。

１　規則の案の名称

　　静岡市建設工事執行規則の一部改正について（案）

２　意見公募手続きを実施した期間

令和５年１月16日（月）から令和５年２月15日（水）まで

３　提出された意見、その考慮の結果及び理由

　　別紙１のとおり

４　定めた規則等の内容

（１）規則等の題名

　　静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

　（２）規則等の内容

①契約書の記載事項（様式第３号、様式第４号（第11条関係））

契約書の記載事項について、様式第３号および様式第４号に、「建設発生土の搬出先等」

の項目を加える。

（参考：公共工事標準請負契約約款「建設工事請負契約書」）

②不可抗力による損害（第41条）

　　工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物等に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

（参考：公共工事標準請負契約約款第30条）

　（３）規則等の公布等年月日

令和５年３月31日

５　規則等の案と定めた規則等の差異

　　規則等の案と定めた規則等の差異はありません。